八戸圏域水道企業団給水装置工事に関する要綱の一部を改正する要綱

八戸圏域水道企業団給水装置工事に関する要綱(平成23年10月1日施行)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(工事検査手数料) 第13条　(略) 2　前項の手数料は、第9条第2項に規定する中間検査又は前条第7項に規定する検査を行ったときは、これを1回とみなして徴収する。ただし、前条第6項に該当する場合は、この限りでない。	(工事検査手数料) 第13条　(略) 2　前項の手数料は、第10条第2項に規定する中間検査又は前条第7項に規定する検査を行ったときは、これを1回とみなして徴収する。ただし、同条第6項に該当する場合は、この限りでない。

附　則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。